

市民意見の募集結果

広報おだわら発行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	広報おだわら発行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年9月30日（金）
意見提出期間	平成28年6月15日（水）から平成28年7月14日（木）まで
市民への周知方法	● 広報おだわら6月15日号掲載 ● 市ホームページへの掲載 ● 意見募集要項を配布 （広報広聴課、行政情報センター、タウンセンター、市内各支所・連絡所・窓口コーナー）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	4

〈具体的な内容〉

(1) 経費に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現在、広報紙発行にかかる経費はいくらか。	D	人件費を除く制作から配布までの平成26年度決算額は、1日号：31,339千円、15日号：25,425千円です。
2	月1回発行により抑制できる額はどの程度か。	D	月1回にした場合の削減額は、紙の大きさ、紙質、ページ数によって異なりますが、約10,000千円の削減を見込んでいます。
3	広告収入など歳入確保は行えないのか。	D	<p>広告掲載は、平成10年8月～平成13年4月まで実施しましたが、約2年半で約7000千円の収入でした。</p> <p>発行回数を1回にした方が広告収入よりも効果が見込めること、また、月1回にすることで掲載スペースに制約がかかる見込みであることから、現時点で広告掲載は見合わせています。</p> <p>なお、「公益財団法人神奈川県市町村振興協会広報掲載料等交付金」を得て歳入確保に引き続き努めてまいります。</p> <p>今後も、様々な方法を研究し、歳入確保に努めてまいります。</p>

(2) 市民意見募集に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	なぜ月1回の発行にするのか詳細を載せ、再度市民意見の募集を行うべき。	D	<p>今回意見を募集させていただきました規則改正（広報紙の発行回数の削減）につきましては、これを行う理由が歳出抑制であったことから事実のまま記載したつもりでしたが、左のご意見をいただき、意見を応募いただく際の判断材料として、意見募集の際に広報紙発行を月1回にする提案を行うに至った経緯を詳しく記載したほうがより良い意見募集につながったのではないかと考えます。再度の意見募集を行うことができませんが、今後の施策を行う上で参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今年度「小田原市から提供する情報入手に関するアンケート」も実施しており、その中で得られた結果も、市民意見として反映したいと考えております。</p>